

## 「地方自治法の一部を改正する法律案に関する考え方 について（総務省回答）」に対する意見

平成 23 年 3 月 7 日  
全 国 市 長 会

去る 2 月 18 日に本会が提出した『「地方自治法の一部を改正する法律案（概要）」等に対する意見』について、2 月 28 日付で地方自治法の一部を改正する法律案に関する総務省としての考え方の回答があったところである。

この中で、一般選挙後等で長が招集せず、かつ議長がいないときにおける議会の招集に関する改正を見送ることについては、本会の意見を反映したもので是とするものであるが、その他の事項については、本会がさらに慎重に検討を求めているにもかかわらず、本会の意見を踏まえ改正を行う方向としており遺憾である。

改めて以下の事項について再考を求めるものである。

地方税の賦課徴収等を直接請求の対象とすることについては、①「地域主権改革税制」として、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革するとされ、その具体策を平成 24 年度税制改正から実現するため、総務大臣主催の研究会を設置して、これから検討することとされているとともに、②政府として社会保障と消費税を含む税の一体改革を行うとされており、地方消費税を含む地方税財源の一層の充実・確保が現下の喫緊の課題となっている。

今回の回答において、「経済状況も大きく変化した」という状況認識や「直接請求が乱発される事態は想定しにくい」という認識については本会と意見を異にするものであり、地方税財源の充実について抜本的な改革が行われようとしている今日、これを直接請求の対象とすれば、地方税の減税等の要求が乱発される懸念や政争の手段として使われる懸念があるとともに、地方の行財政運営に大きな打撃を与え、住民サービスに影響を与える可能性も否定できない。したがって、なぜ今改正を行うのか十分了解できないところである。

これらの改革の道筋やその内容が明らかになった段階で、改めてその

導入の是非を検討すべきである。

また、解散・解職請求について、指定都市は署名収集期間については、その延長を求めているところであるが、今回の改正において、署名収集期間とともに署名数要件を同時に緩和する必要性がどこにあるのか、また、それ以外の都市にまで拡大する必要性があるのか等について、行政の安定性の見地等も含め、その検証が未だ不十分であると考えるので、さらに慎重に検討すべきである。

さらに、住民投票制度については、住民から直接選挙で選ばれ、住民に対して直接責任を負い、正当な負託を得ている長と議会の双方が大規模な公の施設の設置を承認しているにもかかわらず、なぜ二元代表制を補完する制度を創設して拘束力のある住民投票に付すのか、今般の回答によっても未だ了解できないところである。

今回の回答において、「多様な利害を反映した柔軟な解決手法の選択を困難にする恐れがあるなどの問題も指摘されていることから、その対象を限定して立案する」としているが、この指摘は、大規模な公の施設にも当てはまることであり、拘束力のある住民投票制度については、拙速に制度化を図るのではなく、さらに引き続き慎重に議論を行うべきである。

また、本会では、専決処分について、再議制度における義務に属する経費等との関係を指摘したところであるが、何ら措置を講じることとされていない。改めて再考を求める。

なお、違法確認訴訟制度については、自治事務等に係る国の新たな立法に対して、自治体が十分協議し、意見反映を行えるルールを構築することが先決であり、そのための重要な役割が期待される「国と地方の協議の場に関する法律案」を早期に成立させ、その実効性のある運営を図ることが必要であること、また、住民訴訟における首長等の賠償責任の限定・制限について早期に制度改正を行うことを、改めて指摘しておきたい。